

配食サービス(栄養改善型)の御案内



日向市では、生活習慣病等で食事制限があり、心身の状態が悪化し改善が必要な高齢者等に、病態に応じた食事（昼食または夕食）を提供するサービスを行っています。

1. 対象者

市内に居住する概ね65歳以上の高齢者世帯（またはこれに準ずる世帯）で、栄養管理ができないことにより心身機能が低下し、もしくは低下する恐れがあり、食事の提供により自立した生活を営むことができる人。

ただし、配食サービスを受けられる条件を満たしており、必要書類の提出、承認を受ける必要があります。

2. 内容

ケアプラン及び栄養食事支援計画に基づき、病態に応じた食事をお届けします。また、検査結果等により栄養改善の評価を行います。

3. 申込み・相談

配食サービスについては、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターにご相談ください。



4. 負担額

提供される食事の種類、世帯区分により自己負担額が変わります。

5. お問い合わせ

日向市役所 高齢者あんしん課 地域包括ケア推進係

☎ 66-1022



※参考 地域包括支援センター一覧

窓 口	担当地域	連絡先
中央地域包括支援センター	新町全区／富高全区 日知屋本郷（上原、下原、高砂、新生町）	☎53-8518
日知屋地域包括支援センター	細島全区／日知屋本郷（永江、江良、公園通り、曾根、堀一方、塩田、幡浦）／ 日知屋枝郷全区	☎50-3505
財光寺地域包括支援センター	財光寺全区	☎66-1066
南部地域包括支援センター	平岩全区／南部全区（寺迫含む）	☎58-1106
東郷地域包括支援センター	東郷全区	☎69-3367